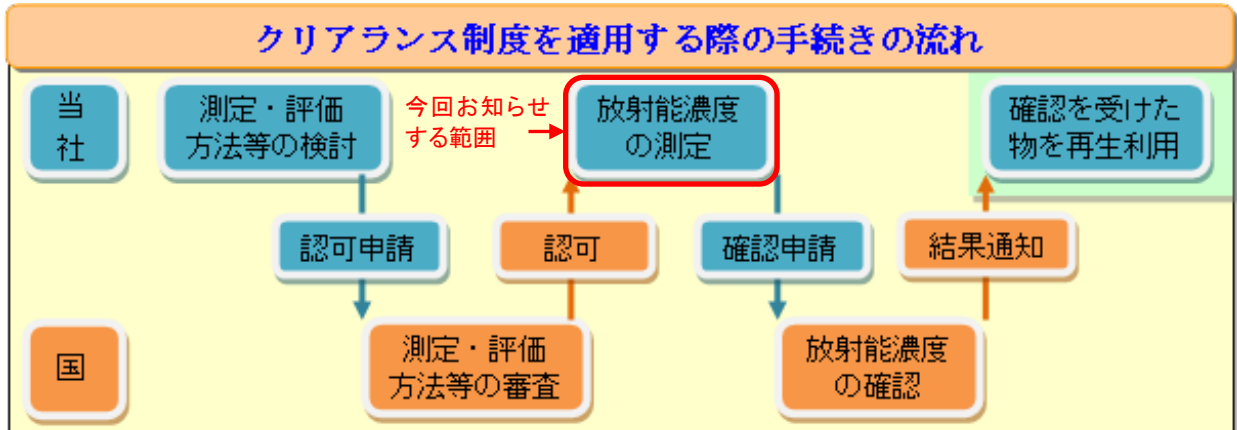


■1, 2号機: 廃止措置中(第2段階)(2016年2月3日～)

- ・「[浜岡原子力発電所1, 2号機 廃止措置状況\(2019年度第1四半期\)](#)」をご覧ください。
  - ・廃止措置に伴い発生する解体撤去物のクリアランス制度(注1)の適用に向け、必要な手続きを進めています。このたび、「原子炉施設保安規定の変更認可申請書」が認可(2019年9月4日 [お知らせ済み](#))されたことを受け、本日(2019年9月17日)クリアランス申請対象の解体撤去物に係る放射能濃度測定を開始しましたのでお知らせいたします。
- 放射能濃度測定が完了した解体撤去物については発電所構内に保管し、準備が整い次第、原子力規制委員会へ確認申請をおこなってまいります。



■3号機: 施設定期検査中(2010年11月29日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)

- ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。

■4号機: 施設定期検査中(2012年1月25日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)

- ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。

■5号機: 施設定期検査中(2012年3月22日～)・安全性向上対策実施中(地震・津波・重大事故対策等)

- ・検査状況については、「[点検情報](#)」をご覧ください。

■その他

- ・2019年9月17日～10月25日に、可燃性固体廃棄物である樹脂の焼却処理のため、廃棄物減容処理装置建屋焼却炉排気筒から白煙(注2)が発生します。この白煙には、放射性物質は含まれていません。なお、焼却処理の進捗等によって日程を変更する場合があります。

注 1 原子力発電所の運転・保守や解体にともなって発生する廃棄物の中には、放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響が無視できることから、法令上「放射性物質として扱う必要がないもの」とされる物が数多くあります。これらについて、その放射能濃度を測定および評価し、法令に定める基準以下であることを確認した物については、再生利用や一般の廃棄物として処分することができます。この仕組みを「クリアランス制度」といいます。

注 2 白煙とは、水をろ過するのに使用する樹脂の成分である硫黄分が酸化物となり、気中の水分子と結合することで生成されるものです。白煙中の硫黄酸化物は、大気汚染防止法で定められる基準値を十分に下回っています。

以上